

令和5年

9月農業委員会総会議事録

■日時	2023年（令和5年）9月14日（木）15:00～15:30	反訳：西都
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（14名）</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘</p> <p>[欠席委員] 計（0名）</p> <p>[事務局] 計（5名） 藤原美津子 富永 利幸 仲野 文三 麓 信也 伊藤 真琴</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和5年9月の農業委員会総会を進めさせていただきます。開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p>
事務局	<p>それでは早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は14名全員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは、友田会長、引き続きよろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名人は、5番 紀之定清五郎委員さん、6番 山口一美委員さんの御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>
事務局	<p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>9月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第3号になっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第1号、1番、鍛冶屋町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>事務局の伊藤でございます。</p>

	<p>議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、鍛冶屋町で、地目は、畑 1 筆、面積は 370 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から約 1.2 km、車で約 20 分の距離に位置しておりますが、農地と併せて隣接の居宅を購入予定のため、実際は徒歩での移動となります。</p> <p>譲受人は、草刈り機等を保有しており、農業従事予定日数は 280 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法などについて、地域の防除基準に従います。」とのことです。</p> <p>また、外国籍の人が農地を取得するため、農業に従事できるかを判断するため、在留資格が「永住者」であることを「住民票」と「在留カード」で確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の讃岐委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、遊休地となっている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>説明が終わりました。</p> <p>和泉市で、今日も先ほどもお話ししたんですけども、初めての案件です。外国籍の人が農地を和泉市で買うというのは和泉市始まって以来という、そういう案件です。</p> <p>ということで、皆さん方、この件につきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定 1 件に関する申請を、別紙のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第 2 号、1 番、池田下町の物件につきまして事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書 5 ページ、1 番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、池田下町で、地目は、田 2 筆、面積は合わせて 1,195 m²、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりで</p>

友田会長	<p>ございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>立地基準につきましては、水道管と下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあって、おおむね500m以内に市立いぶき野小学校及び竜門歯科があるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露店資材置場で、借り人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在使用している資材置場が手狭になったため、事業所の近隣で利便性が高い申請地を賃貸借にて借り受け、資材置場に転用するものです。</p> <p>続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、スモモ、柿、ミカン、ブルーベリーなどの果樹やジネンジョ、サツマイモなどを耕作している農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人及び借り人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、借り人は許可後速やかに転用するとのことでした。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
産業振興室	<p>説明は終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号、1番については許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第4項の規定に基づき、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想を別添のとおり改正したいので、同法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>この議案について、産業振興室、農林担当からの説明となります。</p> <p>農林担当さん、説明を手早くやってください。</p> <p>皆さん、本日はお時間いただきありがとうございます。農林担当課長の中島です。よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、案件として提示させていただくものは、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改正です。</p> <p>これは7月に一度提出させていただき、保留となったものになっております。</p> <p>早速ですが、事前にお配りさせていただいておりました資料の1ページお願いします。基本構想の改正についてです。</p> <p>まず、基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する基本方針に即して市町村が作成するものとなっております。なお、基本構想には、本市の農業施策の実施に伴って、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来を見据えた目標を明らかにして、定めるものとなっております。</p>

続きまして、中段令和5年9月の見直しについてでございます。こちらが強化促進法の一部改正されたことに伴いまして、大阪府が基本方針を見直すことから、市に対しましても基本構想の改正が指示されたものとなっております。資料を2枚めくっていただきまして、3ページ目のA4の表、お願いいたします。こちらが基本構想改正の経緯としまして、基盤法が改正されましたことによりまして、上の段が府、下の段が市町村となっております。

まず、令和5年の一番端5月に府が基本方針の改定案を作成しております。その下、矢印伸びて、案の提供ということで、府のほうから市町村に対して基本構想の案が提供されております。

5月の市町村基本法案の作成ということで、7月のところを見ていただきますと、JA・農業委員会さんへの意見聴取となっております。先ほど申し上げました7月に一度挙げさせていただいたところの内容となっております。

こちらに記載しておりますJAに関しましては、事前聴取、意見聴取を行っております。意見なしで回答を得ております。

すいません、また1ページ目に戻っていただきまして、続きまして見直しの項目です。基盤法の改正による追加及び削除した項目の大きなものを記載しております。

まず1点目が、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加記載しております。こちらは新規就農者や認定農業者の皆さんへの各種の支援でありますとか、フォローアップについて記載をしております。

2点目、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項としまして、こちらも農地の貸し借りでありますとか利用集積についてを記載しております。

3点目、地域計画策定に関する協議の場の設置方法や区域基準に関する事項ですが、これは下のほうに星印で地域計画策定と書いております。地域計画とは、基盤法改正に伴いまして、農業者の皆さんや地域の皆さんとの話し合いによって、地域の将来の農地の利用の姿を明確にした方針をつくることと、そこから約10年後、将来の地域の農地の利用を示した地図をつくるということになっておりまして、こちらの地域計画の策定につきましては農業委員会さんと市の農林課のほうで協力して、今、策定に当たっているところでございます。

農家の皆さんに関しましては、7月前後ぐらいでアンケートのほうの手元にあったかと思っております。それが地域計画のまず第一段階となっております。

続きまして、戻りまして、4つ目のちよぼです。農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除。改正前の基本構想には記載しておりました項目を削除しております。

これは農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正によりまして農用地等の貸し借りについては農地中間管理事業へ移行することとなりましたことから、項目を全削除したのとなっております。

あとその他、数値の改正でありますとか、情勢の変化に対応した見直しを行っております。

なお、上の1、2、3に関しましては、また担当のほうから後ほど説明をさせていただきます。

それでは、詳細の説明をさせていただきます。

農林担当の金谷でございます。よろしくお願いいたします。

御説明の前に、1点、追加文言のお知らせでございます。

こちらのインデックス、話していただいている構想案と書かせていただいた上から2つ目の分なんですけども、表紙の裏面に初めにということで、こちら書かせていただいている分でございます。この初めに文章中なんですけど、下から2段落目、そのためというところですね。文章が始まる場所なんですけども、こちらの、そのため農産物の生産、加工、流通、販売を一体化した農業の6次産業化や、その後追加ということで、農業研究施設として整備した和泉市アグリセンターを活用してということで、こちらの一文を議案書配付のとき間に合いませんでしたので、付け加えさせていただきます。アグリセンター条例の内容にのっとなって、追加させていただいております。よろしく願いいたします。

そうしましたら2枚目のこちらを御覧いただきますでしょうか。私のほうから読ませていただきます。

改正する内容、3つございまして、1つ目が農業を担う者の確保及び育成に関する事項ということで、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農と希望者の受入れ体制の確保、市内の関係機関との役割分担、連携の考え方、市が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方や取組について記述をさせていただいております。また具体的には後ほど御覧いただきまして、構想案の11ページから13ページ目に第4という項目で、こちら追加でこの点をさせていただいております。内容については割愛させていただきますが、また後ほど御覧いただきまして幸いです。

続きまして、2つ目、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項でございます。

地域全体で農用地の利用関係の調整を行うため、市全体及び地域ごとに、農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化、集約化の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等について記述してございます。

こちらは13ページ目から14ページ目にこちらに係る記述をさせていただいております。

最後、3つ目でございます。地域計画の協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準などでございます。

協議の場の設置の方法として、協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者、協議すべき事項、相談窓口の設定、地域計画の区域の基準として農業用の利用が行われる農用地等の区域の判断基準、地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方について記述してございます。

こちらは15ページ目に地域計画推進事業に関する事項という形で書かせていただいております。

大変早口になりましたけれども、以上で説明のほう終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

友田会長

今、農業経営基盤強化促進基本構想の改正について説明がありましたけれども、皆

辻林委員	<p>さん、御意見ありますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
産業振興室	<p>これ、府が出してきた案ですよ。違うんですかな。和泉市が、府が出して、和泉市がまた。どっちなんですか。</p>
辻林委員	<p>農林担当の金谷です。</p> <p>大阪府の基本方針というものがございまして、こちらの内容に即した形で、和泉市の現状を踏まえた加筆をした上で、今回、基本構想の改正ということで和泉市がさせていただきます。</p> <p>ベースになるのは大阪府の基本方針というものになります。</p> <p>以上です。</p>
友田会長	<p>書いてあることは分かるんですけど、このとおりにはいかないよなと思ってただけの話。絵に描いたようにはいきませんよ。</p>
産業振興室	<p>ほかに御意見ございせんか。</p> <p>私もたくさんあるんですけど、取りあえず時間が押し迫ってますので、申し訳ございません。</p> <p>農地利用最適化推進委員会議の中でちょっとこの件があったので、ちょっと遅れたんですけども、一応、大きな縛りが農地にかかってくるということと理解していただいたらいいんじゃないかなと思っております。</p> <p>それでこの件も、和泉市だけが今、提出まだやってないということで、大阪府全市、各町、全て提出されたという中で、和泉市が2回、議案として今、審議させていただいてるんですけども、そんな中で一応農業委員会としては、ここに10年の縛りが出てくるんですけども、10年たった後、確実にその縛りがなくなるというような意見をつけて、農業委員会として賛成の方向でやっていきたいなというふうに考えておりました、農地利用最適化推進委員会議ではそのようにさせていただきました。</p> <p>農業委員の皆様方については、それでよろしいでしょうか。</p> <p>どうですか。いいですか。</p> <p>御意見がないようですので、そのような方向で意見をつけて提出させていただくことにいたしますので、よろしく願い申し上げます。</p>
友田会長	<p>それでは、農林課さん、もう結構です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
産業振興室	<p>続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>議案書8ページ、報告第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認しましたので報告いたします。</p> <p>議案書9ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、議案書10ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用1件を専決により受理しましたので報告いたします。</p> <p>議案書11ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、議案書12ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定に</p>

事務局	<p>よる届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転3件を専決により受理しましたので報告いたします。</p> <p>議案書13ページを御参照ください。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告案件、その他の案件について、事務局から報告願います。</p> <p>事務局の麓でございます。</p> <p>私のほうからは、お手元にお配りしておりますアンケート調査票の未提出者リストについて御説明いたします。</p> <p>こちらのほうは、今年の8月上旬に市街化調整区域の農地をお持ちの方を対象に、先ほどの農林課さんが策定を考えている地域計画の策定に当たっての事前の意向調査、農地の意向調査というものを農業委員会のほうから送らせてもらっておりまして、一応、締切りが8月末で切らしてもらった分が、現在のところ約46%ほどの回収率と。全体で4,200通ほど送って、大体2,000通ぐらい今返ってる状況にはなっておるんですけども、現時点で農業委員会の事務局のほうにアンケートのほうが届いてない方については、今回リスト化させていただいております。</p> <p>このアンケートのリストにつきましては、調査担当地区にお住まいの方を対象に今回リストアップさせていただいております。委員の皆様につきましては可能な範囲で結構なので、御存じの方とかいらっしゃいましたらお声がけのほうをしていただきまして、アンケートの回収率が上がりますようご協力お願いいたします。</p>
友田会長 事務局	<p>はい、次。</p> <p>事務局の仲野でございます。</p> <p>私のほうからは、令和5年度大阪府農業委員会大会と記載させていただいてるものです。</p> <p>日時が、令和5年10月25日水曜日の午後1時から午後3時40分まででございます。裏面のほうに当日大会の次第を記載してございます。</p> <p>当日は市のほうでマイクロバスを用意しておりますので、御参加いただける委員さんにおかれましては市役所横にございますコミュニティーセンター1階に11時15分集合、11時30分出発の予定となっております。</p> <p>なお、当日の昼食は必ず済ませてからの集合という形でよろしく願います。</p> <p>次に、ホッチキス留めで必携図書となっておりますこちらの御案内です。</p> <p>前回の委員会におきまして、委員活動等に伴う関係書籍についてのお話がございましたので、一部ですが参考に御配付させていただきました。</p> <p>御購入につきましては自己負担となりますが、後日、御希望等の場合は事務局へお申出いただければと思います。</p> <p>次に、次回10月13日の委員会でございますが、こちらの会場の都合上、当日は市役所横のコミュニティーセンター4階中集会室での開催となりますので、よろしく願います。また月末、月明けを目途に議案書をお送りさせていただく資料へ場所のほうの案内もさせていただきますので、よろしく願います。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>事務局の伊藤でございます。</p>

